

第1部 改定の趣旨等

- I 改定の趣旨
- II 都市計画マスターplanの位置づけ
- III 目標期間と計画の要件
- IV 都市計画マスターplanの章立て

I 改定の趣旨

- ・都市計画マスターplanとは、都市計画法第18条の2に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。
- ・都市計画マスターplanでは、市民の意見を反映したうえで、将来の都市像（市街地像）を展望し、土地利用の方針や都市施設整備の方針、市街地整備の方針を示しています。
- ・都市計画マスターplanは、個別・具体的の都市計画決定の詳細や都市計画事業の事業計画などを定めるものではありませんが、本市が決定する地域地区や都市施設、市街地開発事業等の個別・具体的の都市計画は、この都市計画マスターplanに掲げられた基本的な方針に即して定められます。
- ・本市では、平成19（2007）年3月に「川崎市都市計画マスターplan（全体構想）」を策定し、これまで、この方針に沿った様々な取組を行ってまいりました。
- ・当初策定から、約10年が経過し、平成28（2016）年3月には、都市計画マスターplanの上位計画となる「川崎市総合計画」が策定され、都市計画に関連する分野別計画等の策定や改定も進んでいます。
- ・また、本市では、今後、しばらくは人口が増加すると見込まれていますが、少子高齢化の進展による長期的な人口動態の変化や、災害対策、環境問題、産業構造の変化など、都市計画を取り巻く環境の変化に対応する必要があります。
- ・これらの背景から、これまでの取組の成果を踏まえるとともに、川崎市総合計画の策定や都市計画を取り巻く環境の変化に対応するため、都市計画マスターplanの改定を行うものです。

II 都市計画マスターplanの位置づけ

1 都市計画マスターplanの役割

- ・今後、少子高齢化や人口減少が見込まれる中、限られた資源でより効果的なまちづくりを進める上では、多様な主体との連携とともに、市民主体の取組の重要性が高まっています。
- ・そのため、都市計画マスターplanでは、将来の都市像の実現に向けて、まちづくりの方向性をわかりやすく発信し、地域の主体的なまちづくりを促すとともに、次に示すまちづくりの指針として、その活用を図ります。

- (1) 長期的視点に立った将来の都市像を市民と共有し、計画的な都市計画行政を進めるにあたっての指針
- (2) 地域の特性に応じた土地利用等のあり方を示し、大規模な開発行為や建築行為、土地利用転換に対する誘導の指針
- (3) 都市計画の基本方針や情報を共有し、市民と行政の協働によるまちづくりの指針や市民発意によるまちづくりのルールを策定する際の指針

2 都市計画マスターplanの位置づけ

(1) 議会の議決を経て定められた「市の基本構想」との整合

- ・都市計画法の規定に基づき、「議会の議決を経て定められた基本構想」に即して定めます。
- ・総合的、かつ、計画的な行政運営を推進するため、「川崎市総合計画」との整合を図って定めます。

(2) 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合

- ・都市計画法の規定に基づき、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画法第6条の2)に即して定めます。

(3) 関係部局が所管する分野別計画との整合性の確保

- ・都市計画に関する総合的・一体的な方針とするために、総合都市交通計画、住宅基本計画、景観計画、緑の基本計画、環境基本計画、防災都市づくり基本計画等、都市計画と関連のある分野別計画との調整を図り、計画間の整合性を確保します。

3 都市計画マスターplanの構成

(1) 構成

- ・本市の都市計画マスターplanは、「全体構想」と「区別構想」及び「まちづくり推進地域別構想」の3層から構成されています。

■川崎市都市計画マスターplanの構成

①全体構想

川崎市全体のまちづくりの方針

②区別構想

行政区ごとのまちづくりの方針

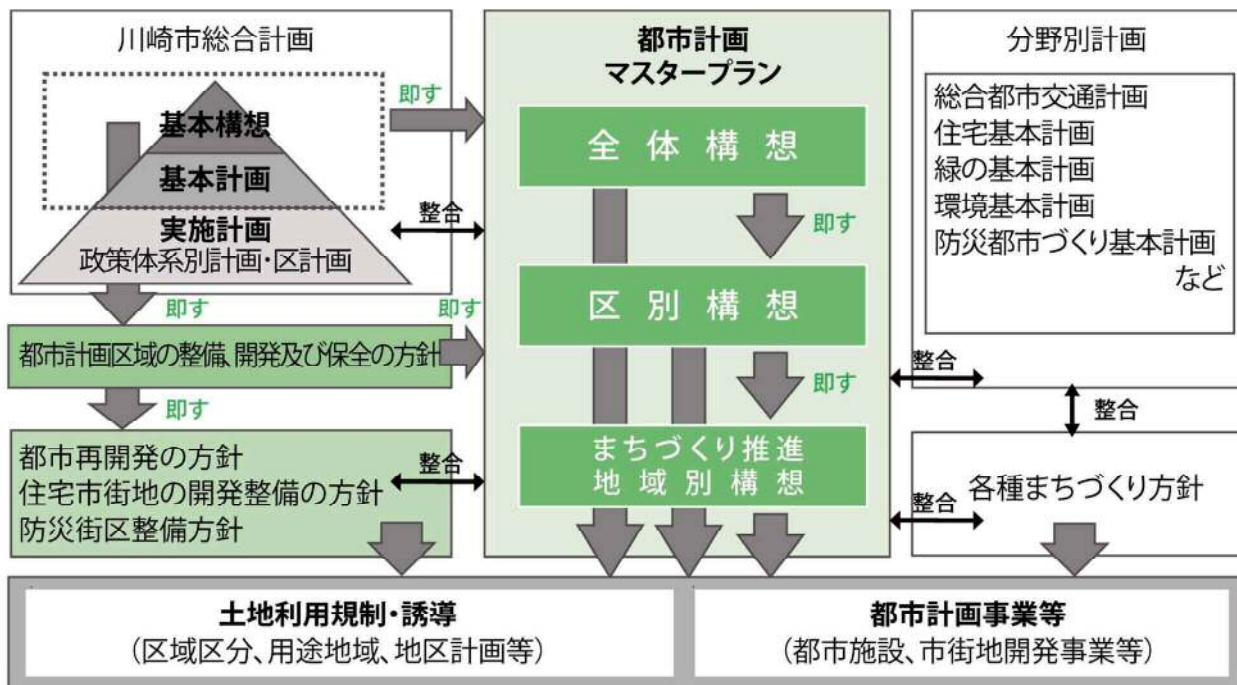
③まちづくり推進地域別構想

おおむね小・中学校区や町内会・自治会の区域等、最も身近な地域におけるまちづくりの方針

(2) 全体構想、区別構想、まちづくり推進地域別構想の位置づけ

- ・全体構想は、「川崎市総合計画」に即して「都市づくりの基本理念」を定めるとともに、「分野別 の基本方針」や「生活行動圏別の沿線まちづくりの考え方」を併せて定めます。
- ・区別構想は、全体構想に即し、各区の地域特性を活かした方針として、「市民と行政の協働によるまちづくりの指針」や「市民発意によるまちづくりのルールを策定する際の指針」としての性格を持つ方針として定めます。
- ・まちづくり推進地域別構想は、全体構想と区別構想に即し、地域の視点で将来の都市像を共有しながら、身近なまちづくりを進めていくための指針として定めます。

4 計画体系



III 目標期間と計画の要件

1 目標期間

- おおむね 30 年後の将来の都市像（市街地像）を展望し、都市計画の基本的目標・基本的方向を定めます。
- 道路・公園等の都市施設の計画目標、市街地開発事業の計画目標については、優先的におおむね 10 年以内に取り組む事項を示します。
- なお、策定後の社会情勢の変化に対応するため、必要な時期における機動的な見直しを行います。

2 計画の要件

- 本市の将来における人口を次のとおり想定します。

| 年次 | 平成 27 (2015) 年 | 平成 37 (2025) 年 | 平成 47 (2035) 年 | 平成 57 (2045) 年 |
|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 都市計画区域 | 1,475 千人 | 1,516 千人 | 1,517 千人 | 1,461 千人 |

※平成 27 (2015) 年の人口は、平成 27 年国勢調査の確定値を記載しています。

平成 37 (2025) 年、平成 47 (2035) 年、平成 57 (2045) 年の人口推計値は平成 22 (2010) 年国勢調査を基にした推計値を記載しています。

IV 都市計画マスタープランの章立て

1 全体構想の章立て構成

| | |
|------------------------------|---|
| 第1部 改定の趣旨等 | 都市計画マスタープランの位置づけや構成、改定の前提となる計画の要件を示します。 |
| 第2部 まちの現状・課題 | 都市計画に関する基礎調査等の統計資料に基づき、「めざす都市像」を明らかにするため、まちの現状・課題を示します。 |
| 第3部 都市づくりの基本理念 | 上位計画を踏まえ、今後の「めざす都市像」や「都市づくりの基本方針」、「都市構造」などを示します。 |
| 第4部 分野別的基本方針 | 都市づくりの基本理念を踏まえ、「土地利用」、「交通体系」、「都市環境」、「都市防災」の分野別にまちづくりの方針を示します。 |
| 第5部 生活行動圏別 沿線まちづくりの考え方 | 鉄道に沿ったエリアで展開している市民の生活行動圏に着目した沿線まちづくりの考え方を示します。 |
| 第6部 計画の実現・推進方策 | 市民、事業者、行政の役割分担や計画の推進についての考え方を示します。 |

2 文章表現

- ・都市計画マスタープランの文章表現（語尾の記述）については、実施主体や計画熟度に従って、次のとおり整理しています。

| 表現方法 | 実施主体等 | 計画熟度 |
|--|----------------|--|
| ～めざします。 ～を図ります。 | 市が主体、市民と協働 | ・目標、方向性に関する事項 |
| ～育みます。 | 市民と協働 | |
| ～進めます。 ～推進します。 ～取り組みます。 ～整備します。 | 市が主体 | ・すでに事業着手されている事項 ・おおむね10年以内に優先的に取り組む事項 ・川崎市総合計画に位置づけられている事項 |
| ～努めます。 | 市が主体 | ・目標達成に時間がかかるが、継続して取り組んでいく事項 |
| ～検討します。 | 主体が決定していない | ・目標の実現に向けて、府内・関係機関・市民との協議・調整・検討が必要な事項 |
| ～を誘導します。 ～を促進します。 ～を働きかけます。 | 市が事業者の取組を誘導・促進 | |
| ～を支援します。 | 市が市民の活動を支援 | |

